

平成 3 1 年 第 6 回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：平成 3 1 年 4 月 6 日（土）

午後 3 時 0 0 分から

場 所：八千代市役所旧館 4 階第 1 委員会室

八千代市選挙管理委員会

平成31年 第6回 八千代市選挙管理委員会会議録

1 開会時刻	午後3時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 江口 修
	委員 内山 仁	委員 廣川 実
4 出席書記	局長 江波戸 勝	次長 岡本 浩
5 閉会時間	午後3時15分	
6 会議の議案	議案 第1号 選挙人名簿から抹消することについて 第2号 在外選挙人名簿から抹消することについて 第3号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について 第4号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について	
7 公開又は 非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日の出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました平成31年第6回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、内山委員を指名します。</p>
周郷委員長	<p>議案第1号「選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 平成31年4月6日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>始めに、前回の委員会で可決いただき、選挙人名簿から抹消すべき者及び抹消する日を定めておりますので、その期間である3月29日から4月5日までの間に抹消した者につきまして、ご報告いたします。 公職選挙法第28条第1号事由である死亡抹消者は32人、同条第2号事由である転出後4か月経過による転出抹消者は127人、計159人でありました。 そして、本日の委員会において抹消する者につきましては、死亡抹消者4人、転出抹消者10人の計14人であります。 なお、これから、抹消者の名簿をご覧いただきますが、3月29日から4月5日までの間に抹消した者も含まれておりますので、ご了承の上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第2号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 平成31年4月6日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村に住所を定めた日後4か月を経過するに至ったときは、在外選挙人名簿から抹消しなければならないこととされております。 つきましては、議案の1名の方は、本籍地から、国内の市町村に住所を定めた旨の通知があり、その後4か月を経過しておりますので、在外選挙人名簿から抹消するものです。 なお、平成31年第5回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男92名、女92名、計184名となります。以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第3号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び

発言者	発 言 要 旨
	<p>第 2 8 条の 3 第 1 項の申出に係る平成 3 0 年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。</p> <p>平成 3 1 年 4 月 6 日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>選挙人名簿の抄本につきましては、公職選挙法第 2 8 条の 2 第 1 項及び第 2 8 条の 3 第 1 項の規定より、「登録の確認及び政治活動を目的とする申出があった場合」、「政治又は選挙に関する調査研究を目的とする申出があった場合」には、閲覧させなければならないこととされております。</p> <p>また、同法第 2 8 条の 4 第 7 項の規定により、毎年少なくとも 1 回、閲覧の状況について、申出者の氏名、利用目的の概要等の事項を公表することとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり平成 3 0 年度の閲覧状況を告示することにより公表するものであります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第 3 号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第 3 号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第 4 号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第 4 号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 2 の規定により準用する同法第 2 8 条の 2 第 1 項及び第 2 8 条の 3 第 1 項の申出に係る平成 3 0 年度の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。</p> <p>平成 3 1 年 4 月 6 日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
書 記	<p>在外選挙人名簿の抄本につきましては、公職選挙法第30条の12の規定により、選挙人名簿の抄本の閲覧に関する規定を準用することとされております。</p> <p>つきましては、在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況についても、その内容を公表するものでありますが、議案のとおり平成30年度中において閲覧の申出はありませんでしたので、その旨を告示するものであります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、平成31年第6回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。</p>